

高山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 昇給制度の見直し

(1) 55歳（※）を超える職員（行政職給料表（1））の昇給を抑制

勤務成績の区分	昇給の号給	
	改正前	改正後
極めて良好	4号給	2号給
特に良好	3号給	1号給
良好	2号給	昇給しない
やや良好でない	1号給	
良好でない	昇給しない	

※行政職給料表（2）の適用を受ける職員は57歳

2. 給与構造改革における経過措置額の廃止等

(1) 経過措置額を全廃

(2) 昇給抑制の回復

対象職員	内容
43歳未満	1号回復

(参考) 平成24年4月1日実施分

①経過措置額の2分の1を減額（減額の上限1万円）

②昇給抑制の回復

対象職員	内容
36歳未満	2号回復
36歳以上42歳未満	1号回復

※経過措置額とは、平成18年4月に実施された給与構造改革による給与水準の引下げに伴い、新旧給料月額の差額を支給することとしたもの。